

## 大田市告示第91号

大田市建築物省エネ法関係認定実施要綱（平成28年大田市告示第53号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

大田市長 楫野弘和

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第6条第1項中「建築主事」の次に「又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」を加え、同条第2項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

様式第1号中「建築主事」を「建築主事又は建築副主事」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第7号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第8号中「建築主事」を「建築主事又は建築副主事」に改める。

様式第9号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築主事」を「建築主事又は建築副主事」に改める。

様式第11号及び様式第12号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

### 附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。